

京都市告示第422号

国土調査法第6条の4第1項の規定により、平成28年度の地籍調査事業を次のとおり変更します。

平成28年11月25日

京都市長 門川 大作

- 1 事業計画が定められた日
平成28年10月28日（8農村第1010号）
- 2 調査を実施する者の名称
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

平成28年度地籍調査事業計画

	調 査 地 域	調査期間
変更前	京都市上京区櫛笥町、中書町、二町目、三町目、南伊勢屋町の一部、北伊勢屋町の一部、左馬松町の一部、中務町の一部、小山町の一部、西院町の一部、浮田町の一部、中村町の一部、田中町の一部、十四軒町の一部、尼ヶ崎横町の一部、西神明町、東神明町の一部、田村備前町の一部、弁天町の一部、福島町の一部及び二本松町の一部	平成29年3月31日まで
変更後	京都市上京区主税町、聚楽町、四町目、下丸屋町の一部、櫛笥町、中書町、二町目、三町目、南伊勢屋町、北伊勢屋町、左馬松町、中務町、小山町の一部、西院町、浮田町の一部、中村町の一部、田中町、十四軒町の一部、尼ヶ崎横町の一部、西神明町、東神明町の一部、田村備前町の一部、弁天町の一部、福島町の一部及び二本松町の一部	(変更なし)

平成28年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）

	調 査 地 域	調査期間
変更前	京都市上京区主税町，聚楽町，四町目，小山町の一部，中務町の一部，西院町の一部，南伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，北伊勢屋町の一部，田中町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，西神明町，東神明町の一部，田村備前町の一部，弁天町の一部，福島町の一部及び二本松町の一部	平成29年2月28日まで
変更後	（変更なし）	（変更なし）

（行財政局資産活用推進室）